

笛吹市立春日居中学校 いじめ防止基本方針

—210名一人一人が生き生きとした学校生活を送れるように—

令和3年4月

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「当該生徒等と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）である。

いじめは、どの生徒にも、どの学校・学級にも起こり得る問題であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る性質を有する。いじめは、いじめを受けた指導の心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、生命身体に重大な危険を生じさせる恐れがある極めて危険な行為である。

このような基本的認識に立ち、全校生徒が「いじめのない、明るく楽しく安心・安全な学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる・仲間外れや集団による無視
- ・軽くまたは強く、ぶつかられたり・遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる・金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいことや危険なことを、されたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめ防止のための5つの指導重点

- (1) いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示す。
- (2) 生徒の自己有用感を高め、他者への思いやりなど道徳性を育む教育を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、効果的な措置を講じる。
- (4) いじめを発見したら、当該生徒の安全を保障するとともに、組織的に対応し、早期解決に努める。必要に応じて学校外部の専門家等と協働する。
- (5) 学校と家庭が協働して事後指導にあたる。

2 いじめ対策のための組織

いじめ対策委員会 定例委員会（毎週1回水曜の放課後）特別委員会（年1～2回）

<構成>校長・教頭・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・SC（戸澤由美）

<役割>いじめの情報収集と共有と記録 いじめへの組織的対応の具体化

特別委員会では、アンケート分析、基本方針の検証と見直し

重大事態調査委員会

<構成>校長・教頭・生徒指導主事・当該学級担任及び学年主任・養護教諭・SC

必要に応じて、校医・学校評議員・児童相談員・SSW・市教委TC

<役割>事実関係調査・当該生徒保護者への情報提供 市教委 市長への報告

3 いじめの未然防止の取組

いじめ問題において最も重要なことは、「いじめが起こらない学級・学校づくり」をはじめとする未然防止の取組である。この取組の基本は、望ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育み、積極的に学習や行事に取り組む生徒主体の学校づくりを推進していくことにある。

そのために、明確な規律を設けるとともに、自己有用感・自己肯定感及び自尊感情を育むとともに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組むことが必要である。また、楽しく分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、知的好奇心を刺激して学習に対する意欲や達成感・成就感を育てることが重要である。

道徳をはじめあらゆる教育活動を通じて、自他を敬愛する心や生命を尊ぶ態度を涵養し、「いじめは絶対に許されない」という認識を醸成するよう努めなければならない。

具体的な取組

(1) わかる授業づくり

- ・ 学習規律の徹底 主発問の明確化 自分の考えをもたせる 意見交流させる 振り返り（達成感）

(2) 道徳教育の充実

- ・ 年間指導計画に基づいた計画的な道徳の授業の実施と、全教育活動をとおしての道徳教育の推進

(3) 体験活動の充実や「生徒会活動」など生徒の自主的活動の支援

- ・ 生徒総会「いじめ撲滅宣言」「いじめ追放の誓い」への署名
- ・ 環境浄化 心の琴線に触れる言葉の掲示 お勧めの本と朝読書・家読、花などの環境整美

(4) 教育相談の充実

- ・ 校長は全校生徒と面談・保健室やスクールカウンセラーとの連携や相談できる環境の充実

(5) 保護者・地域への啓発

- ・ かぶと山（学校だより）による情報提供・『春日居の子を守る会』でのPTAの啓発
- ・ 学年PTAや学校PTA総会での資料提供 ・情報モラル教育の推進

(6) 居場所づくり・絆づくり

- ・ すべての生徒に安心感のある学級づくり ・すべての生徒が活躍できる場の準備

(7) 職員のいじめに対する研修の充実

- ・ 職員会議や校内研究会における職員研修

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように
全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら黙っていることがないようにする
担任はいじめ早期発見のためのチェックリストを活用して何よりも早期発見に努める

4 いじめの早期発見の取組

いじめ問題は、早期発見が早期解決につながるため、日頃から職員が生徒との信頼関係を築き、悩みを相談しやすい雰囲気をつくる。また、いじめは潜在化しやすい性質を有することから、生徒の些細な言動から問題の存在を察知する鋭敏な洞察力を高めて、いじめを見逃さない。そこで、未然防止の取組に関し、次のような方策を講ずる。

(1) 認識の共有

「いじめはどの学年でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識に立ち、担任だけでなく、

より多くの大人（教職員・保護者）の目で生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない姿勢を貫く。

（２） 定期的なアンケートの実施

いじめの事実の把握に当たっては、質問紙による調査等の方法により、確実な方法を講じることとする。調査は原則として、年３回（６月、１１月、２月）生徒指導主事が実施する。また、学級集団としての実態把握のためのＱＵについても、必要に応じて（６月、１２月）実施する。

（３） 相談体制の充実

様子の異変を感じた生徒がいる場合には、即座に管理職や生徒指導主事に報告し状況を共有し、事実の把握に努めるとともに、養護教諭や教育相談担当だけでなく、その他の教職員が積極的に働きかけ、当該生徒及び関係生徒を見守る体制を整える。

５ いじめへの対処

いじめの発見もしくは通報を受けた場合は、関係生徒の担任等、特定の職員が責任を抱え込むことなく、全職員が組織的に対応する。この場合、被害を受けた生徒の心身を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的な配慮の下に毅然とした指導を行うことを基本的姿勢とする。

いじめが起こった際の対応は、次のような具体的方策による。

（１） いじめの発見

いじめ問題を発見したときには、速やかに「いじめ対策委員会」を開いて対応を協議し、的確な役割分担の下に早期解決に努める。問題が深刻な場合は、いじめ特別対策委員会を開いて、対応についての意見を求める。

（２） 対象生徒からの聞き取り

いじめられている生徒及びその他の生徒等からの聞き取りにより情報収集を綿密に行って事実を確認し、いじめられている生徒の生命及び身体の安全を最優先に、必ず守り通すことを伝えて安心感を抱かせことに努める。

（３） 加害生徒への指導

いじめている生徒に対しては、事実関係の確認の下に、毅然とした態度で指導にあたる。また、傍観者の立場にいる生徒にも、いじめに加担していると同様であることを指導し、反省を促す。

いじめている生徒の指導は、単に形式的な責任を問うたり謝罪をさせたりすることに終始してはならず、自己有用感や自他の敬愛の精神を培うことに主眼を置いた指導を、学校・家庭が連携して行うよう努める。いじめている生徒の保護者と連絡を密にし、事実行為と学校の指導方針を伝え、協力を求める。

（４） 被害生徒へのケア

いじめられている生徒の精神の安定を確保するため、養護教諭や教育相談担当者等と連携しながら指導を行う。いじめが解消した後も、精神不安定等に陥らないよう注視する。

いじめられている生徒の保護者と連絡を密にし、情報を正確に伝えるとともに学校の取組について説明し、理解と協力を求める。

（５） ネット上のいじめ

ネット上の不適切な書き込み等、いじめが疑われる行為、又はいじめにつながる恐れがある行為を発見した場合は、直ちにプロバイダに対して書き込みを削除するよう求める等の措置を講ず

るとともに、書き込んだ生徒を特定し、必要な指導を行う。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 生命・心身又は財産に重大な被害がある場合
 - ・生徒が自殺を企図
 - ・身体に重大な障害
 - ・金品等に重大な被害
 - ・精神性の疾患を発症
- 相当の期間（年間30日）欠席を余儀なくされている疑いがある場合
- いじめられて重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からある場合

(2) 重大事態の発生と対応

- ① 校内に「重大事態調査委員会」を設置
専門的知識経験を有する者 第三者の参加により公平性・中立性を確保
- ② 「重大事態調査委員会」で、事実関係を明確にするための調査実施
因果関係の特定ではなく、客観的事実を網羅的に把握 アンケート等は開示対象であることを説明
- ③ いじめを受けた生徒・保護者に対して情報を適切に提供
情報を適時適切に報告 個人情報には配慮するが個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ④ 調査結果を市の教育委員会に報告
希望により「いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書」を添えて提出
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

7 その他留意事項

(1) 組織的な指導體制

いじめへの対応は、全職員による組織的な対応が不可欠である。そのために、職員の共通理解を図るとともに、いじめへの対応についての資質向上を目的とした校内研修を行うことが必要である。夏季休業中等、適切な時期に、目的を明確にした研修会を開催する。

(2) 生徒と向き合う時間の確保

職員が生徒と向き合い、生徒理解を深めることが、いじめの防止には不可欠である。そのためには校務分掌を適切に行い、校務の効率化を図って、職員が生徒と向き合う時間を確保するよう努める。

(3) 家庭・地域との連携

いじめの防止には、家庭や地域の協力が欠かせない。家庭訪問、学年PTA、PTA総会等で、いじめ防止のための基本方針を説明したり、いじめ問題について意見交換を行ったりして、家庭との共通認識をもつことに努める。また地域の方に対しては、『春日居の子を守り育てる会』を活用して、いじめについての情報を適切に発信して、理解と協力を得ることに努めることとする。